

町指定家庭用ごみ袋に関する臨時措置は終了しました



◆経過措置期間(10月1日から12月の最終収集日まで)

→自宅に残った代用の袋に限り使用できます。



最新情報は
町ホームページを
ご確認ください

◆経過措置期間終了後(令和9年1月以降)

→町指定家庭用ごみ袋**以外の袋**で出されたごみは回収しません。

他市町のごみ袋・事業用ごみ袋で
出されたごみは回収しません

